

相続証明制度



をご存知ですか？

相続手続きが発生したら「**相続証明制度**」をぜひご利用ください

戸籍書類一式

申出書・一覧図

→ 法務局へ申出

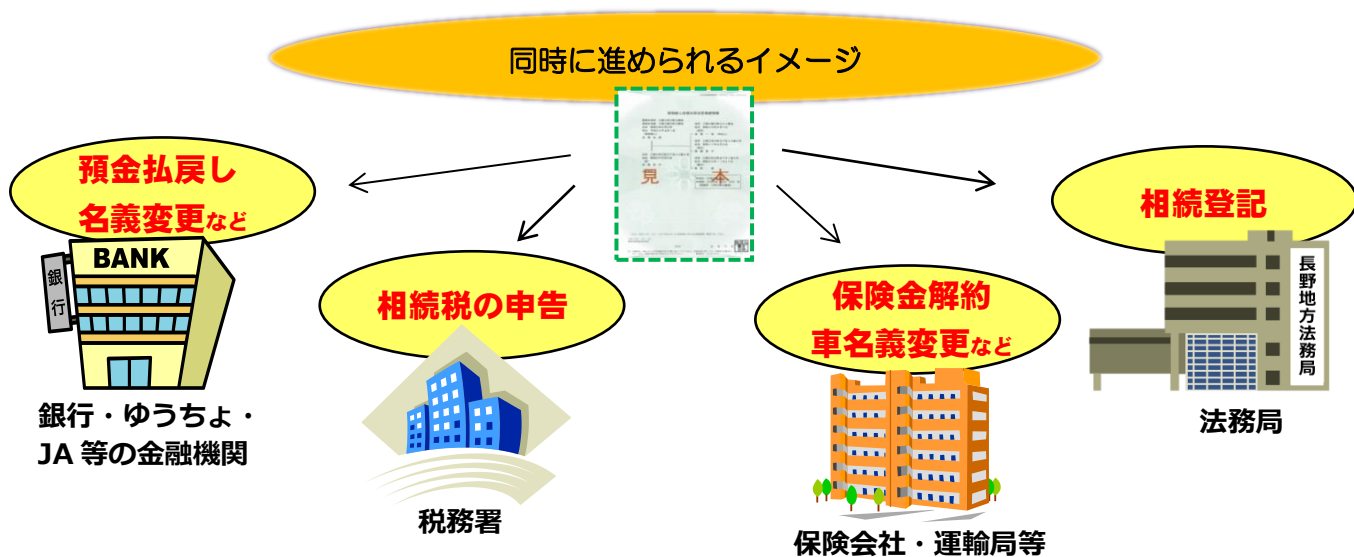
法定相続情報一覧図の写しを交付します

必要な枚数を無料で交付！

メリット

- ① 各機関への戸籍書類一式の提出を**省略**できる。
- ② しかも色々な相続手続きを**同時**に進められる！
- ③ 大幅な**時間短縮**にもなるんだ！

相続証明制度に関する手続きは専門家に依頼することもできます！



※相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は各機関にご照会ください。
※戸籍謄本等は、市町村窓口で取得する必要があります。

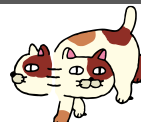


法定相続情報証明制度の詳しい手続きは
をご覧ください。

法務局ホームページ



長野地方法務局



問合せ 026-235-6611

ホームページ

<http://houmukyoku.moj.go.jp/nagano>



もしも

ちょっと聞いてくださいな



長野地方法務局

相続登記は済んでいますか？

相続登記をしないで放っておくと...

不動産
を売却
できない！



- 不動産を担保に融資を受けられない
- 相続人の確認に時間や費用がかかる

- 重ねて相続が発生すると権利関係が複雑になり、連絡がとれない相続人が出てくる
- 空き家の管理・利活用ができない



「相続」が「争続」問題になることも...

相続登記の登録免許税が免税される場合があります。
～詳しくは法務局ホームページをご覧ください。～

長野県内の免税対象となる土地は、こちらで確認できます。

長野県内の免税対象となる土地は、こちらで確認できます。

耳より情報です



法務局では、司法書士会、土地家屋調査士会と連携し、相続登記の促進、空き家対策のサポートに努めています。

長野県司法書士会

■常設電話相談 電話相談を毎日(※祝日等を除く)無料で実施しています。

司法書士による法律相談

登記手続(不動産)

毎週(月)~(金) 026-232-9110

受付時間
12:00~14:00

相続

毎週(月)~(金) 026-232-6110

■相続登記無料相談 毎年2月は「相続登記はお済みですか月間」として、県内各司法書士事務所にて**無料相談**を実施しています。

■県下一斉無料法律相談 毎年10月を法の日月間とし、県下約100箇所にご相談所を開設して**面談による無料法律相談**を実施しています。
※相談会場については、長野司法書士会 ☎026-232-7492へお問合せいただくか、同会のホームページ (<http://www.na-shiho.or.jp/>) をご覧ください。

■「相続証明制度」も取り扱っています。

長野県土地家屋調査士会

■筆界特定・境界ADR合同相談会の開設(ご相談は**無料**です)

境界問題で困ったときは

1 相談会場及び相談日時

- (1) 長野地方法務局・・・毎月第3木曜日
- (2) 長野地方法務局松本支局・・・偶数月第4木曜日
- ※①PM2時~PM3時②PM3時~PM4時③PM4時~PM5時の各1時間単位
- ※相談日の前々日(火曜日)までに予約が必要です

2 相談の予約先

長野地方法務局不動産登記部門 地図整備・筆界特定室
☎ 026-235-6642

3 相談員

法務局職員、土地家屋調査士

その他、土地・建物に関する事例のご相談は土地家屋調査士会まで
(☎026-232-4566)

長野地方法務局

<http://houmukyoku.moj.go.jp/nagano/>